

在留期間の更新（延長）

滞在期間終了後も引き続き日本に滞在する場合は、在留期間の更新手続きが必要です。



外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、皆様からの入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口（外国人在留総合インフォメーションセンター等）を設置しております。

電話：0570-013904

03-5796-7112（IP電話・海外からの通話用）

Eメールアドレス：info-tokyo@i.moj.go.jp

平日午前8時30分～午後5時15分

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

申請期間

在留期間の満了する日以前（6か月以上の在留期間を有する者にあつては在留期間の満了する概ね3か月前から。期間満了後の滞在は不法滞在となりますので、必ず期間満了前に福岡出入国在留管理局に申請してください。

応募先

福岡出入国在留管理局

平日午前9:00～午後4:00

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/fukuoka/index.html>

手数料

4,000円

提出書類

- ・ 滞在期間延長申請書 1部

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

写真1枚（縦4cm×横3cm）

- ・ パスポートと在留カード

在留資格の区分によっては、上記以外の書類が必要となる場合があります。

[カテゴリ：教授]

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/professor.html>

もっと見る 出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>